

保険金・給付金をお支払いできない場合

以下は保険金・給付金などをお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として記載しております。

ご契約の内容や加入時期により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は約款をご参照ください。

支払事由に該当しない場合

保険金・給付金は約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

約款に定める支払事由はご契約内容により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

以下は支払事由に該当しない一例です。

例1 責任開始日より前に発生した疾病や不慮の事故を原因として、入院や手術を受けた場合

例2 入院日数が約款に定める所定の日数に満たない場合

例3 美容整形を目的とした入院、治療を伴わない人間ドック検査のための入院、正常分娩のための入院の場合

例4 約款所定の要件に当てはまらない手術の場合

など

免責事由に該当する場合

保険金・給付金の支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合は保険金・給付金をお支払いできません。

約款に定める免責事由はご契約内容により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

以下は免責事由に該当する一例です。

例1 責任開始日から所定の期間内の自殺の場合

なお、精神障害による「心神喪失・耗弱状態(しんしんそうしつ・こうじゃくじょうたい)での自殺」と判断される場合は、保険金をお支払いするケースもあります。※

例2 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故を原因として、入院や手術を受けた場合

例3 被保険者の精神障害や泥酔の状態を原因として事故を起こし、入院や手術を受けた場合

※精神障害による「心神喪失・耗弱状態での自殺」につきまして

- ・心神喪失・耗弱状態とは、精神障害により、事実の把握や自身の行動の制御が全くできなかったり、著しく低下した状態を指します。
- ・そのような状況での自殺と認めらる場合、「病死」として保険金をお支払いする場合があります。その可能性があるとお申し出いただいた場合、事実確認の実施を検討させていただきます。
- ・事実確認では、主治医やご遺族様などへ、ご病歴のほか、最近のご様子等もお伺いのうえ、お支払い可否について慎重に判断いたします。